





門几2
號3097
卷12

日本行紀

第二十七篇

最後の琉球上陸

大嶋

海上遭遇

那霸へ回帰

不快なる事

楨死

法則

「コムモドレ」及び國君

第七月十四日の安息

流移の植民

モルトンレ名 医。

琉球を離別する

千八百土十四年夏七月那霸港ナハコに於て完此度香港ホンコンに停るに当りユムモトレ尚又琉球リュウキュウニ到る是彼を定義殊子我穀庫ナガラのことを定めもとハ

大島オシマニ近づき三九サンク日其辺ハタケにあり一此島琉

球リュウキュウの北九サンク三百里ミリありノ十船二隻ジツボウニジツを陸チニ遣
一其經緯度キヨウヒドを測カウラムルのあれアレをハ難航ハヂマハの
一ちり一臺灣タイوانより支那シナの海岸カイニ沿スルみて日本
の南西ミナミシの海岸カイニ達スルの連島レンジマ中ナカニ至ルま
での地図上チトウシニ多ハサハシの誤失エラフを存スル一鳴岐メイギの位置リヨウト
からハシマハるありリ日本ニありリ我諸船各異カクイの海
路シロを航カウ一コムモドレし亦旗船ハタケボウニ駕ハタケル一他路カタシロを
航カウセルを以テ諸驗測ツクムツクを集合カウジ比較ハツカ一得ル其成ハシマハき
るもの今ハシマハ至ルまハシマハ為ル一ある諸驗測ツクムツクより金備カネバシ
するト至ルきり

大島ハ琉球の後此連島中最要のものトス其地ハ山丘多く是役茂林あり又二所子於てハ善く耕耘せる地ありア蕉風景なり○島の北ヨ当リテ一港あり然もども其入口ハ狭く一て大船の通航子適セバ○其土人ハ琉球人ニ齊トシ其耕耘の法も亦殆んどあき小異ナリバ○其行きたる船豆茱萸ヤムス等の茱を齎一來毛リ支より又至リテ航路を進モリ○次日之曉ニ至リテ立ちよ香港ニ行毛キ船ツクニフトニと見失ヘリ然るヨリスレスンヒと「オウハウタニ共

号船ハ那霸の方ニ航路を取キリ

此同日正午の後メ我船正ニエシドモ島と琉球島との海峡を航セ一時一個の異船風ニ向カシ航一未ウ一が四里の距離處ニモ俄ニ其航路を轉エ「エレドモ」の西岸を回リ行むとセリ○我等ハ航路を捨て其船を追ハシキニ近づける墳砲を放ちテ第二発まで至リテ其船ナシくもあきよ意を用ひナリ一〇丈より砲ニ第三発の帳棄をも—其異船の帆布を射貫ケんとセ—頃ニ英吉利の船旗を揚ゲマリ○半加農射の距離ニ

く我等其船と追ひ且一小舟を遣せて探問セ
一も。然るよ其船ハ大狼利太尼亞の船ノく
上海支那より龍勳英吉利の首府ノ行くものふノ
茶と絹とな載せあるもと御知れノ然るを我等
此船ハ魯西亞の隊船ノ屬するものかノて今我
船と見え退逃せんと爲メたると思ひノなり。
甲比丹の我船ノ返り一日報紙を得メテヨウ一ノ歐
羅巴諸國と魯西亞と戰争ノ起きると知きリ此
貪メトキ商船の逃むとセレ驚くべきノあらば
其荷載ハ凡そ五十万「ドルラル」金貨の價メにて

彼等ノ爲メハ大なる掠財ありメならん
第三十日ノ早朝那霸入港セリ「キシング
トニ船ノ既子第立月ノ下田より此地ノ来りメ
リ。此度ハ此善良なる島人ノ不親和ノ應對を
なセリ斯くメ所以ハ下述メることより紀セ
リ。予既ト説けメ如く日本子第二回の滞留
となせる間琉球子殘メける穀類及び他ノ預
備物ノ守るメ士官二人水丈数人ノおの地
子留めメり。我等ノ出帆セレケル後子土人
不親懇メなメ然メとも初ハ不快の事ナウメ

第四月よ魯西亞の半隊船那霸子入港一ける
魯西亞人ハ事を土人ニ譲せば却く我士官と義
一ひととの大は欽念一たる新鮮の食料を求
めんとす廻一此士官の者ハ殊ニ異国人を注意
をへき者あり。其他魯西亞ハ士官とト緩歩を
な一一旦フ凡ヘシ善くあきを遇一以テこきが親
友ミテ北島ヨ勢めて快意ニ席在せんと一魯
西亞グアドミラール官^{アドミラル}ニア子^{ニアス}子^{ニアス}予^{ニアス}が見る
トさうヨクハ實意を以テあきが謝一ニタ樂隊

を陸ニ送きリ

魯西亞人出帆セ一時よりトキ十ある争鬭我人
氏と琉球人との間ニ起キリちも併以テ我士官
其始子ハ那霸の府吏ニ嘆キ終ニ琉球國主ニ嘆
ギ乞ふヨ此キ和平セんとする後數日ヨ一テ
「キレングト」^名入港セリ。十船を陸ニ遣モ
ノロヨ我水支府ニ行き其市場ニ食料の價の
あとニ就キテ人と争ひ一終ニ相鬭シリ。〇
そのタニ少年の通詞官^{ユシサト}甚^シ倉卒ニ
我預備物を置ける社中ニ来リ士官某君子亞未

利加の水支溺死せるを以テ共ニ其内港を行
むと之へモ〇其地ニ到リルれハ実ニ一水支死
リて水辺ニ横々それリ而一々我人民あきが荷
ヒ帰ジんとせ一時土人これが拒シ、然きど
も拒シ遂ケザリ〇密ニ其死人を検査をれむ
其頭ニ三創ありこれ著一々力撃が以テ致せる
者あり然るニ土人ハちきば船工場より水中ニ
陥溺セーと云ヘリ〇然き共其過にて死せるを
あらびして且其時ニハ西ノ其工作場ニ反セ
る川の対岸ニあり且此人ハ邊和なる人なり

〇然きとも此横死ハ何故と云へる確證なけれ
む「キニニグトニ船乃士官等の會評々告諭
一て曰くその故詳あらざると云因りテ死去
セリ」と

我等の到着ニ当リテ事右ノ如キニ至キリ〇
「コムモドレ」其事の起きたと聞て直ちに書を現
球主ニ送リて其顛赤か那霸の改官ニ探檢セ
む〇亦前時の如く諸種ニ言ひ遣れて其事を避
むとせ一々遂ニ道るゝあと能たび一テコムモ
ドレちきよ其罪人を探索するが為ニ三日の期

を計セリ。○まより其探案若リ三日の期限を
ヘマ那霸のハカジコジ_{官名}船ノ未リ水支ハ実ニ
般_{さき}くるよーと告げ且其賊を捕へんが為小
尚三日の期を乞ひルが少くありとあきを許
し且其期限ニハ必_ビ事を次定すべしと命トた
至○尚旦刻一_イ是ニ迫らん_ゲ為ニ直ト海軍の
別隊ニ甲比丹を將_{シテ}て我預備所ニ至ラシ_リ
且度との諸交通を嚴禁セリ但_シ公事の應答ハ
是ニ閑セシ事大ニ留停_シ其探索嚴_シテ罪人
を囚_スヘ且其探問をなセリ我士官招うきて其探

問の證人とあり_シる者の言ふ所左の如_シ○探
査官ハ判次廳の上端ニ坐_シ其側ニ手丹を携へ
たる書記官坐せり○探査を受ける人ハ其廳の下
端ニ在_シ而_シ吏各其一端の夫_シる杖を携へたる
者は是_シが狹めり○陳述する者を_シ探問の向其
兩手を頭の上ニ置_クム而_シ其咎を稍_シ遲
緩すると毎_シ杖の尖端を以_テ其節骨を撞_ク
ち_シかか促す是人を_シく物言ハ_シむるが為此
地の古法あるヘ

第二回の日限既_シ過ぎたる朝ニ至_シリ凶_シ猛威

以テ指揮を陸ニ傳へんとテ已ニ二個の野戦砲
を船ニ載セヨ時ニ二個の船戎古ニ向ひ来れ
其一船中ニ琉球の主其大臣と共ニ駕くトアモ
ノ親和の意を以テ此國主を迎ヒコムモドレ
さきを誇キタリ然るニ國主賦を探索一得たる
ニ四人の民其横死セ一むるの罪ニ当キルをコ
ムモドレニ告げ且其魁首を罪セ一むるが為ニ
率ヒ未キリと云ヘリ○此主罪人を率ヒテ第二
船より四人の獄吏我船ニ至キリ地球中の人物
の容貌各異あるもと我ハ三角形の笠或ハビック
ケ

ニハウベ或ハ白キ獄杖及び支那尾又ハ此琉球
の方言ニシテ金簪と云へる品等を荷ヒたり○其
一人腕と手足堅固ニ縛せる賊の繩ともチ賊ハ
其腕を擦扇ニ居キリ○此賊を船の獄吏ニ交
換一獄吏自刃を持ちテあきがカエイト室の中の
名
ニ幸キ行ルリ○此賊其死を預め用意一甚ハ悴
悼セリ然キども其動作ハ善良なり一

琉球の主ハ甚勞一てコムモドレニ自正立なる
を知ルありんと一旦其罪を那霸のハチマゲニ
帰一其告報の不正確なるを咎めて其職を罷めテ

きを罰セリ」國主またコムモドレ「此賊を罪
已キを以て全國の民を報ヘヘキあと其乞ヘリ
○國主右の如く適当ト謝一けキミ「コムモドレ
其剥一ミ色と棄うけて彼ニ向ひて此國にてハ
其賊といふある罪を加ウシヤと云ケキハ其答
ニ曰く

此賊の終身一島中は放ちテ罪放の植民と為さ
む

「コムモトレ」又曰今賊を率キ行キテ爾の國法ヲ
テ罪すべし我人民ハ報仇することを欲セハ然

キとも其正直を嚴密ニ守ること欲す」との丈
より軍議官の會集せる「ホウハウタニ」號の方を指
して曰く此旗揚リて砲を發キモ爰ニ断罪の
事を報一旦争鬪事件ノ罪ある所の我國民ハ正
直の罰を遁る一事なリ

此短詰彼等は深く感一たると見え國主も土
民も皆地上ニ坐一其額を地ニ觸出ヘリ此諸
人皆再び緩子呼吸する事を得、其謝礼を是彼
の体様ニ顕セリ○殊ニ國人ハ再び其主ニ授
けらるゝ頃、其姿勢と顏色ニ顕それて懽喜セ

ア此一事起リ一以来精神を了すあと尚憐られ
して又條約を定めマリ此條約ハ日本と為せる
條約を基準となせマリ○那霸の港ハ我國民
の為ニ互市場となり互市をもテ是を招ぐ事な
一○不法の所為を為すものあらむその罪人ハ
各其政官ニ送り其國の政官これを罪すヘリ○
前々屢々言ひある寺院ニキリス教を奉れる外
国人の須要ト一永代其葬場を定め且各個の亞
米利加久以後ハ琉球諸島の名部を毎子國主よ
リの監守人を後へマ又是彼の拒防なくマテ巡

覽一得ヘヘ○此條約一度定まりて人皆安息ト
且我寺客易ニ手工及び市店ニある各種之細貨
及び市場ニ於く物を貰ふ事外得マリ

第七月四日ハ合衆國の辰祭を「レシレヌレッヒ」号船
上る美麗ニ行ヘリ○ハルフデラキ「ホオルフレグ
ト共ヨ船ノハ旌旗及び適當の標記を以テこれ
を飾セリ○老キツルテルコステル官會集セラ士官及兵卒ニ簡單なる詰語をも一旦獨立不
羣居の文を読み其他の「コステル」人民謡を誦
ヰセム奏樂司皆あきナ和ニヨ吹鼓セリ○此ニ

と十一時と十二時我四半時と間より而して其十二時より諸加農砲を發し衆民の祝賀をもつゝ我旗の生辰を賀セリ○其後非常のクロ未詳を各店より分配し午膳人數月未蓄藏したる食料を具し一旦酒ハ我等支那を出帆セり以来其預備をえつるの期を得シテ酒窖空尽シけるを以て筐中是彼の處より数個の瓶酒を探出シテあきを祀りあり○予ハ幸シマニラ此時二瓶のマテラスマニラ一掬の高價なるコニルラの巻煙草を得マリちも此時境より想思する事とし得ヘカ

らさるの一貨あり

我等の琉球を出帆するの前二日ヨコムモトレ又国君と離別の午時飯を饗シアシキヨ次で我ガチオピアン名地歌舞羣の俳優アセリ○客ハ其權マサニいたりと見え自ら知らばして辱罵スルマツヨ笑ひたり而して此俳優及び食物と酒類ハ殊子彼等あきを嘉シセリと見えイリ○カムハグ名酒此國ノマハあきをサムパンと呼ひシ彼等の嘉好する酒あり然きとしこれも日本人のエベルナ名地の葡萄汁を以テ甚勞シテ製する者を政府

より我船中より入るゝを蓄藏ノリ
が今ハ甚威大セるを以テ只貴客のうちきが
与へ其餘のモノハ各種の他「ヒニンス」リケウ
ル等を手ヘあり○食膳中より其後より至リ歌樂
乃工人雜劇となせリ予ハ此國の貴人一名を手
腕ヨリ二三回「ルフテキ」船上部上と歩とする
ことが欲セリ○あきハ実ニ此貴客を始めて雜
劇中ニ誘くの試なり一然もとし客ハ予と善く
固握するの外ハ別事をなされ且重うさり一
を以テ予甚勞せを一ニ周回諸事を尽

分子雜劇を為セり

琉球諸島中の一小島の事を次ニ記せん○那霸
の西凡ハ九里の海中數個の低下せる島及び沙
洲あり又滿潮或雲雨あきむ辛山一ノうちを仰認
得ベ一〇コムモドレ此諸島の密測をなさんと
欲ニ二隻の小舟と其方より遣きリ其一ハ「エレ
スラニ」船の砲師を將ト一其ハ「アカシ」松指揮
セリ〇月已よ西より設セむとセ一頃より海より浮べ
るを以テ八時半我カニ至リ此諸島の第一島より
着一其周回子塙鉛を投一テ海底を測とりあれ

其水海岸よ近き所へ甚浅きを以てなり支より
「コウテル」車廻の一種を海岸より半里の所よ定錨し
舟を以て細き海峡を過ぎたり但し此海峡ハ
茂くく満洲のとまへ水来リテ其島を二分を
するよ至る○那霸ヲ残したる預備隊の指揮官某
君其六月滞在せる間各種の散歩をなセ一ヶ北
度も亦爰よ上陸十九名或ハ十名の婦女よ達へ
リ其言へる子役へモ爰よ流移セリキノリ○
此景境を探案をべきの命有を以テ我等令きて
ニ羣となり其一ハ島の南方を巡リ一も北方と

圓ると定ムヤリ島の全長ハ英吉利法よリ一里
半其幅ハ稍一半里なり○海岸よ皆アマ細條の
沙ある地ハ總べテ雜木繁茂セリ然きとも今正
しく退潮のときも足が濡ることなく行歩
セリ○其全島ハ凡其幅半里少一退潮のとき
しまゝ全く軌くへき珊瑚骨ちきが園色セリ兩
羣互に此島の一端よ再び會遇セリガ尚此地
の住人の踪跡を見ず而しも我等一長列像とな
リ雜木中を通りて帰きり然きとも左右の樹
木よ支へうき甚艱難あり一〇ステエキバルム

ハニデンノスアロエ及びアルテミサのニトロ
イキ物以上植等路生一て甚厚く殆んど行歩を
へううざる所至きりあきよ因りてこち小刀を
以そおきひやり其行路を開ルリ○終は海嶺よ
近つきある時木叢中半地中に埋も
たる貪リケある小屋四カ個あるを見あり○此
各小屋の側半地中に埋もれ其大サユ六十
十ガルロニ^各量の水に入る所土甕あり且此
屋なく^一作る竈及びニ三の缺ケツの杯と
芋の残酒せるものとあり一あきを以そ此地ハ

人の栖むたる所のなるを知せり○然もとも注
意^一探索せるを以テ今ハ此島中人の栖住セ
ガるあとを知せり

我等ハ丈より救人を船中半残一コツテレ^前
ヨ駕^一て尚西方の第二島半至きり地島甚第一
島^ニ齊^一此處よて本密探^一ルキモ前^ニ云ヘ
る所^ニき小屋ありて其中半八九名の婦人居リ
一^ハ我等と見^ニ驚き隠^シたり○然もとも海岸
半渓舟あり^一其舟子我等の側半来りこれ^ハ
船用烹餅と煙草とをかへ^一よへ^一ハ其報^ニ

牧頭の奥を送りまより我親和セリ○此人等ハ
食料と水と併贈り来くるものと見えありとの
故ハ島中の何處よも此極めて必須なる者の跡
蹟を見ざきもあり北舟子シ恐らくハ此諸島中
の一よ住せる者あるべれども何を以テ此水
たりとも十里或ハ十二里の遠地より取るが如
き處を栖住となしやが知らレ○那霸ナマ我譯
司シボタニ捲スカウ遣スル問スル其流移されスル
植民なる事シテ考思スルの名を得スル○琉球の
土人ヒトハ其丈婦を分別する刑を極刑スル死刑ハ

此國よハ無と見えあり而シテ此流移スルされある
婦女ハ其分別刑スル行スル一者なるべ
我等の第一島シテ到ル一とき其空虚スルへ前
きよ某君の探索スルよ因リ恐らくハ彼等其
島を捨スル此第二島シテ來ル一あるべシテ此島シテ
珊瑚骨シラカブこき立圍スルめり

我等の第一シテ舟シテ止め一丸シテ帰ルコツテルスルを
沙石シラカブを固スルて外方シテ遣スルて錨シメ下スル乾クル居
きる珊瑚床シラカブベッドを就スル陸シテ行スル一爰シテ数個の
奥舟シテあり前シテきよ残リたる人シテより船用餅シテ及

煙草を喫とす者へ々我等實よ度の食を得る
よ至きり然きとも其他の扶助となすべキシの
ハ無ニヨリ○木裏中甚熱トミ我等ナリく此燶
くが如キ日光を避くる為に船帆を以テ海濱
ニテニト天幕ノ類を作コリ○實ニ此粗造の穴中ニ
栖のる流移人ハ我眼を以テ見キモ死刑ニ劣ら
さる刑戮なり

此島ニ有リて栖ムモノハ群集セる野鳩ヨリ
テ予ちミを多く射ミ我船中ニ分配セリ
醫ヘテルヘイメルハ我等の那霸ニ来リてヨリ

以未譯司を勤め且食料の僕司となりニ常ニ能
く其職を務ムトケ八個年滯在の後其驛舎と捨
テ行李ニ赴ルリ○醫モルトンハ心溫和伶俐の
少年ヨリ此所ニ茅四月其妻と一子とが携ヘ
ミ来リ一ヶ此後ハヘテルヘイメルニ代リテ其
職を務ム○ヘテルヘイメルニ甚難苦トミ此土
人の伏役もる事勞のトミ稍其登途前ニ至リテ
ニ水と教導したるニサクハこれニ聽從下る
ヨのアモリ○其家族ニ既ニ第三月の未ニテツ
ブリ号船にて上海ニ發セリガヘテルヘイメルハ

「オウハタニ船より其方より追ひ行ルリ〇此度最
終那霸モロコシと出帆する時より我等モルトニヌビミの
家族より別と告げレケ此純良なる人々ハ別と告
る事と且我等屢々栖住セ一客舎ありミ爰より好
て安息セ一所の地を去るとハ実より武等と一して
心痛セ一免無リ

「エスレスレジ「オウハタニ及び」シキシニグドニ
以上共の諸士及び兵卒とも小数百ドルラルを
集められ贈せのと一モルトニノ送り且ツ
此よモルトニ及い其家族もより須要をべき品

を添へ加へたり

日本行紀

第二十八篇

杏港エドガより「カドリーキ」宗旨弘法使者の事

支那戦争の事

南京慰悅の事

若キ士官アーチー一人の事

我病の事

キリシミ僧兩人の事

流罪處エイイニシス人の生長及び他の
流人の事

琉球を出帆一て七月二十二日此処より再渡を此時四ヶ日分の綿衣新き食糧酒類より缺乏なれむ此時初より高價を出一是等と求一

支那より歸着一其変乱と見るより是謀反人諸方より強きと討ち國の戰争善く廣かりて廣東とも保ちかゝき由と商人等より元脚を以て「コムモドレ」よ報セリ故より立よ「ミスシスラビ」號船と黄捕の方へ遣一又司令官一人より野戰砲立挺挺より八十人を授け廣東より遣す此兵ハ「セトニヤ」号船より

リ令ち送くるものあり

謀反人ハ街外より而ノ小戦セリ然も共両陣の戰争何よりも勝敗なく官軍ハ戦後街内より退き謀反人ハ野營より退り故より此戦の発りも亦大約なり○廣東の近傍より鬭争起り是の根本強く一速より平らうに無をども此謀反人黃埔より我船落碇を妨げざり一ハ是「フレンヘイム」リジイ地名の城を奪ふ多事なれどあり但日軍粧の支那船河を渡るまく我爰より在と知りば我事も亦何事の發リ一やを知りざり一此時より

謀反人ハ右の方より備へ遠く左より襲ひ来たり
此争乱より盜賊河中より集來す是自然の理あり
故より廣東黄浦及び香港媽港等の間ハ唯異國の
蒸氣船の之碇泊を小船よりぐるく屢々賊より支
へらき且又荷を奪いとらむ或ハ乱妨セラる又
黄浦より碇泊する支那船ハ何きの類船よても
辨別なく討取られり又或日我錦布を洗濯する
る端舟と集取たり或ハ又夜支那の端舟異國軍
船の傍より終夜集會を故より我船を遠ざくる事
丸の彼船より達する程の間みなセリ

此鬪争の新説は就くハ早く新聞紙にていりま
るあとが著一たるや予記する事能じべ〇エス
クハニナ_レ船を八月中旬より揚子江より退ケ
ゆへより戦争の模様々々知り記録をること
とが得_レリ

支那住居合衆国の弘法使者なる「クラク」各君
異國商館の安居と訪ん為南京より至らん事仰乞
ふ故より「ヌヌタハニナ」船至氣小船_ヲコニシレ_レス
谷と伴ひ陽子江を出船_シ南京より至る此時使者
此處の鎮守と會_シ士官及び住民等此街中の

周圍に壁を作らん事と謀り其所在ト「フート」の
壁を造り巡見となセリ此時見聞の違ひあリ
を見出セリ是此處にて高名の陶工ありて陶
子塔を造営セリとちリ人多くあきを誠と一貴
ウリ右塔ハ陶よりアリベー赤き砂より表面を
塗リ美麗なる瓦磚を以て覆ひ其下方ハ稍く破
損セリ然毛比ドモ高き塔より形狀ハ尚奇麗な
リ

街中より見る時ハ塔最高く美麗にて富豊の
地なるを示セリ此塔の近辺は数多の宮殿僧房

且ツ人家等あり又園中にも家あり岬崎迄も人
家建々連々カ蓋一これも謀反人の為よ都く破
損せらきた

今ハ唯陶具鐵具及び破損一々佛像其他の物
僅々存するのみ我等ハ些の器具を持帰キリ
我等旅行の人と再び北破損場近辺より一時
支配人様の一隊の兵より遇ひ其士卒より導きて街
中に入立家至り戸を開支配人ハ長き紅衣
を着一高色より強く尋問を然き共丁寧と云
茶菓子を供し彼本国來意と問終りて猶尊敬一

進りて休息セ一む扱一人并衆トモ曰彼等皆君
ニ屈脚する事叶へと言一「バ士官初ニ色と
和らげ皆キリム神ニ傾き信仰尊敬をベシと告
テ己の意を尽シ士卒を引連此北家城出る我等
暮ニ船ニ帰る彼等も街中巡見一て此時川辺ニ
出来セリ

我無人鳴ニ同居したる同國の若き士官「エム
ヘ」人偶晚ニ方ニ街壁ニ沿ひテ逍遙一終ニ危
場ニ華ち登らんとて心志を旁シ石壁三四の高
きニ至セリ然きども足を石ニ拵シ帯剣の柄

ニ樹根ニ掛ク壁下の水蒲の傍ニ氣絶一たり此
時二三人の兵士是ニ見ニ西ニ水を浣ぎケ温
茶口ニ入る此ニ於ニ漸ニエヌ帰リ快氣セ
リ其時甚ぶ羨麗なる支配人の家ニ連セ至る此
支配人ハ此日尋問したる人あり一扱此若き士
官ハ未タ支那語を知ざる故ニ尋問を解ケ且返
答せる事能モヒ故ニ支那の老人大ニ氣をいり
チ猶解一がトキ語を以テ責問セド此ニ彼士官
ハ甚苦ニモ礼金を出一帰り去んことを乞ヘリ此
時此老人不図奇言を遣ひ一ウハ互ニ相通一大

よ安心一て一室よ併ひ飲食せ一りて後卧さ
む又兩人の家僕よ命ト暑を凌く為子扇子を以
てあらぐ一む翌朝よ昨日樹根よ掛たる劍を返
し与へ水門より帰ら一む

此士官よ謀反人の軍代詰リ一うども後ハ此事
を意とせば准儀よ不慮の事なりと思へり此街
中当時猶瓦碑積堆ナム且残きる廢家ありこれ
を溜リ所となす又此街の周圍ハ恰シ好き丘よ
て豊地あり又其川ハ「イキリス」里教よ南京を
距る凡七十九里其深さ大船を浮ぶよ足る然モ

とも幅甚少狭一

予暫く媽港よ帰る為子黃坤を退く是よりて
朋友よ面接をることが得ヘリ喜びヘ一板看岸
の夜ハ恙あり一船頭刃山よ誘き戯場よ列
きリ放よ次日より病甚シ重く三四日間ハ殆ど
人事不省ヨ一唯颶風殘キガ故ヨ碇泊の場を
「キムリレモニ」トモ求一を知る而已亦前の碇泊
場へ帰リ一後醫ワトコソス人の助よ快くな
リ本船子帰る事叶得ヘリ且我子出帆の復迄陸
上よく養生セモ病全く癒ベ一と諾きリ故旅宿

よて加養一ノナルラル名君の信実なふを抱を
受ヘリ

千ハ百土十四年九月朔日江の上岸の高き所ト
白衣を着一たる二人の僧^ヲ人及び^ヲ卫山人^ヲ
遇ヘリ此者ハ黄埔又吉港ト云屢我船を訪む
者有キも遠眼といへども能くこき妙勿セリ是
ハ拂東西の弘法使者あり然るモ支那の服を着
一亦頭髪も支那人の如くセリ此時^ヲ故我を自
己の住家^ヲ同伴せんと信矣^モ乞ひ一故是^ヲ隨
ヒ至^カリ其家ハ此丘の頂を距る事遠う^カニ此

弘法使者の家ハ二層^ヲ造リ其下層^ヲハ小室教
室且兩僧の部屋あり上層^ヲと卧室^ヲセリ此家^ヲ
二十人の棄子^ヲ育養ヘリ其十歳より二十歳まで
ハ大僕^ヲ役を此教室^ヲと弟子の上達^ヲ知る為
テイシの文史及び翻譯^ヲ一たると彼弟子
等の寺主試るを見此教則ハ日^ヲ六時間誓古
を為セ一も又此家^ヲ廣々空地あり^テ六時の外
ハ日毎^ヲ此庭^ヲ遊歩^一メ且體の運動を教ゆ
〇木立の近辺^ヲ遊歩^一メ夜^ヲ至り弘法使者を
訪んと欲セ一^モ此路^ヲ默園^ヲ大^クき^テ音^ヲ料

具々丁寧に掃除するが見る此歎甚く肥々と
ニヤリあり

食室ハ長く一飯臺を中央ニ備ヘ此臺の兩端
ニ僧各一人を座せしめ其間ニ棄子仰坐セリむ
此僧の卧室ハ甚美麗ナリ椅子机且壁ニ書棚
等々設け且藁にて造りたる畳と布き都て必用
の具と備ヘアリ此僧寺ハ此寺ニ事あるため未
リノハあらレ〇彼等ハ必天幸以得シ以く業
を全ふせんと我寺彼と税たり此弘法使者も
他ニ異なりて英吉利ヒスヨウゴ法官ノ弘法使

者の紹長をも貴人又ハ諸侯の入費あり又支
那の風俗と用ひトハ彼子甚適当する事あり異
体よくハ國人の信仰薄一如是体と度一たれ也
其國民親しき易く一我法ニ傾く事達あり〇
キウラフ從属たるトイコ國の弘法使者ある「子
ウマン」名ニ三輩の同職を伴ひ同時ニ開教せ
我推量する所此者の行と甚実意なり
法官タ全ニ詰リテ云ふ吉僻ハ蒙生と多方ニ覗
視する事ハ務も殊ニ幼稚なるハ格別ありとす
是支那人教徒の館ニ教育したるをのと以テ

賤汚ある事代為さ一むるが為ニ屢之を盜ム
んと欲をもむる〇其餘ハ此人々徙へ都府より僻遠するとも皆能く鎮靜且安全無事ニ生活
セリ焉一何事も有ざる処又ノハ亦何物も盜ミ
得ベウラガキモアリ〇法官アリホイスレハ此所の
創業開基ニテ又此教育の臨的の人たり然きど
も猶未リ一二年ニ満るのみ然きどもヒクトリ
ア(香港)府にてハ一二時前以来ル、アセイ、テラ、
サイニテエニハニセ拂董西若ニシキ幼童と保全する寄託場の事
壹と名くも一處を開ケリ是断一ノ女兒のミの

為めニ設ケ而て女子を一て之を指揮開導セ
ム者也

〔壹〕拂董西ノヨ一二時前尔未一種の建立の法
を創ルヘリ而て男女の教童ニ頼リ諸方の府
邑より銀兩を集衆歛納一テ其繁多なる蓄積
ニシテ養ハキヘリ〇結社の法近時他の諸国よ
ても亦之ニ模倣セリ

此處ニハ九人の婦人ありて院長と共に六十餘
人以上の少女兒を叢保セリ是多分ハ支那の北
方より来る者とい蓋其地ニ上等の人々ハ

之無くとも戦陋ある民間にて猶女兒を七没も
る醜惡なる過唐風習となりて已むを得ざる事
あきむなり豈哀むべき事あらばや○又「アモイ」
及び「ニニホ」よても此の如き仁惠なる婦人の結
社を興セリ是皆此の如き不幸なる天物を奉育
するを以て己もが諱仕と一而多く多くの生靈
を此地より香港に送る者なり

余法官「ス」よ誘われより以来救世構音の裏に
到モ一〇院長と二婦人ハ皆英吉利の女にて一
人ハ獨逸餘ハ拂東西の女とれ○此婦人互に家

政の提轄と令ち領一人毎時と期一々其財
物の定分を取せり其期と歴マ後ニ実司まる業
の課程と交換一今日庖厨と護視する人ハ他時
ハ卧室の護視と為一其後更ニ教育の護視をな
む如くセリ○其兒子ハ年長するをのより年少
ある者と其部令と令ち監視一て教諭セ一むる
事とれ

余午後教此貞靜ある女人の如ニ日と消セリ
是皆佳勝ある修飾なくして善因と修成する事
を欲する人々あり○此諸人皆其齡長一三四人

ハ既ニ生命の杖子至る者あり○他の一二婦ハ
猶農時の嬌態を存せり○院長ハ崇教をべき能
く事が會せる女トテ又余が国人とす」シントン
ラルセニといふ婦人ハ善良なる性質にて是非
を能く辨せる人なり其此の如くなきる而未多
年見ざる所ニ」イニ桺逸地名の美且縁ある者と
聞クキ一時よ児子の如く愉悦セリ（此人ハ）マイ
ニス地名より来キリ恐くハ此諸婦人法帽を
蒙リテ安全なる寄托を得る前ニハ其心裡幾何
の擾乱轉覆を歴一ヶ是神の能く知る所とす

○恐らくハ其静正なる眼目と慎守せる唇舌と
以テ幾何の苦惱を収藏セバ唯神のみ之が
知セリ其清潔恂悦の女兒より愁勞の厄となる
ト主てハ志望の誠なる如く知覺の困窮あるこ
ト、將如何そヤ○全教院を訪ニ毎ニ未嘗
ナカニとも思ひて此ニ到らざると仰得む○其
持律の過順貞正なると其衣服皆制と同一て整
齊あるハ愈余び感動セーモるみ至セリ○其衣
服ハ晴翠色の衣と白く一ノ大凡禮帽の如く両
謗ニ垂下一ノ顔を隠キ全首と蒙蔽せる法帽と

より成り○然と此諸服一つも青者を
て厭ハムるトモ一又一つも法教の儀飾と用
ゆるトモ准其高き六合の外よ超然たる者
あり而て又皆其作為よ於ハ綽辛とて銘裕
あり是が以て極めて相親壯一懲懲なる言語の
懲懲なる目撃を以て障害を調諒ハ良易なる
笑顏ニ以テ相應酬セリ○諸人皆基利斯督の和
合勉励ある慈愛の符章を持テ○嗚呼天の此女
子とて児孫を育せざらメ而て造物者の此
諸人の胸裡に賦与する所の慈愛を向てハ貧窮

情弱る児孫よりも却く能く佳勝ある物を受
けむる者ならむ○此の如く佳勝ある婦女ハ
正子此の如キ天惠と受リ一而一モ此婦女終始
其慈愛の業よ於く大助と枚めウト○これ余
か愁よ禁へセ一別と告げ一とき最後の願ひ
よて有モ一

字士モリソニハ支那々各よ崇敬譽稱せられ
たるより斯名けりたり此人生涯の間此教誦
ト就く多々の業と成セリ而て其終リヨ病よ
卧セ一以未ハ其事皆彼と看護セ一此真誠なる

女子よ在リとす

香港よりハ猶多くのカトリー^キ宗の教徒あり
一ツハ波^ヌ杜尾^ル一ツハ伊斯波尼亞及び一ツ
ハ意太里亞^ノ皆支那の俾斯^{ビス}波^{ヨウ}リュドニコ^ノ屬
セリ○此「^リュトヒコ」といふハ豪富よて最大なる
家と有てリ其中子て自國の人も亦導きて教徒
とならむ○然^ニ凡て此結社ハ多^シの任務ある
修飾を為せり此故^ニ余此後の多く善因を修^ム
るを信^ムると雖^シ猶共^ニ興起^ムる小至^ラさ
るれあり○然^ニ此中一ツの惻怛^シをへ^キこと

ありこれ実^シ支那人のカトリー^キの教徒^ヲ
閏渉^シせる事或^ハ否^ガる事全敢^フ決する^ト欲^セざ
る所なり○即ち其許多の帑銀^ヲ皆喰喰及^ジ古
里^ヲ越^シ送致^シ其地^ヲ差遣^シの官役^{コレ}と以
テ鴉片土^ヲ買ひ之^ヲ此地^ヲ送輸^シする^方ニ此
の鴉片土^ヲ更^シ支那人の蓄積^セる銀兩^ヲ渙
集^セリ○是^ヲ以^シ其欲^シする所^ノ物^ヲ櫓^ヲ要求^シ
一旦^ツ加^シ之^ヲ其本資益^ヲ信息^シする^ト即^シ致^セリ然^ニ
とも^シその名譽^{なる}本旨^{シテ}成^功の徳^ハ方便^シ
の罪^ヲ覗^ムといふ説^ヲ至^リく^ハ余^ニたゞ允^当

ありとせす而く此六人の愚駭なるナ年を以て
基利斯督教の僧侶ともも事の為子同胞ノ均一
き生靈莫大の人教を鴉片土ヨテ漸次ニ荼毒を
ルハ余が以テ是ひ觀る小基利期督宗の正教ニ
合ひ難一也



